

障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要

1 目的

障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、もって障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 交付金の規模

平成18年度補正予算額 960億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。
なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成18年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成20年度末まで支出することができるものとする。
なお、平成20年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

5 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という。）を実施するため都道府県に基金を造成する。

（1）特別対策事業の内容

障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧 別紙1参照

（2）特別対策事業の対象とならない事業

以下の事業については、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業 等

6 交付額

(1) 配分方法

別紙2の算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から特別対策事業に係る実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。(特別対策事業に係る計画書については、各都道府県が任意に作成)

障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について 別紙2参照

(2) 市町村と都道府県の配分割合

交付金は各都道府県に配分するが、市町村に対する配分割合については、地域の実情に応じて管内市町村と協議を行い都道府県が決定することとする。

7 補助率

(1) 事業者に対する激変緩和措置、就労意欲促進事業、筋ジス者の激変緩和 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※ 都道府県及び市町村には、交付税が措置される予定。

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置 定額(10/10)

障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	事業内容
1. 事業者に対する激変緩和措置	<p>① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を80%から90%まで引き上げるため、事業者に助成する。併せて、旧体系から移行した場合に、同様の保障を設ける。</p> <p>② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における送迎サービスに対して助成を行う。</p>
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (1) 新法に移行するまでの経過的な支援	<p>③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、110万円の定額を助成する。</p> <p>④ デイサービス事業等緊急移行支援事業 デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成する。</p>
(2) 新法への移行のための支援	<p>⑤ 障害者自立支援基盤整備事業 ケアホームをバリアフリー化し、又、既存施設が新たなサービスに移行する際等に必要となる施設の改修等に対し助成する。</p> <p>⑥ 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。</p> <p>⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業 地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等に利用する住居の借り上げのための初度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。</p>

項目	事業内容
<p>(3) 制度改正に伴う 緊急的な支援</p>	<p>⑧ 相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポートの推進を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所の立ち上げ支援（専門家によるアドバイス、初度設備の整備等） ・ 障害者同士の助け合い支援（各種の交流事業の実施） <p>⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場等の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親同士の交流の場の整備、障害児療育支援のためのパンフレット等の作成等 <p>⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業 法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。</p> <p>⑪ 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給する（平成18年度分）。</p> <p>⑫ その他法施行に伴い緊急に必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度移行期に係る事業コスト増（原油高騰対策含む。）に対する支援、筋ジス者の激変緩和、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入 等

障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について

1. 予算額 960億円
 (1) 事業者に対する激変緩和措置 300億円
 (2) 新法への移行等のための経過的な経過措置 660億円

2. 予算額の配分

- (1) 事業者に対する激変緩和措置 300億円

① 事業運営円滑化事業分

$$\begin{array}{c} \text{【90\%保障】} \\ \\ 195 \text{ 億円} \times \left(\frac{\text{A 県 給 付 実 績}}{\text{全 国 給 付 実 績}} \right) \end{array}$$

② 通所サービス利用促進事業分

$$\begin{array}{c} \text{【送迎】} \\ \\ 105 \text{ 億円} \times \left(\frac{\text{A 県 通 所 施 設 数}}{\text{全 国 通 所 施 設 数}} \right) \end{array}$$

※ 入所施設の通所部を含む。

- (2) 新法への移行等のための経過的な経過措置 660億円

1県当たり定額（5億円）に加え、人口割配分（総枠235億円）を行い、190億円を申請配分とする。

定額配分	5億円 × 47県	235億円
人口割配分	235億円 × A県人口 / 全国人口	235億円
申請配分	申請に基づき配分	190億円

※ 都道府県は、地域の実情を踏まえ、市町村へ助成することとする。

(案)

障発第 号
平成 年 月 日

各都道府県知事殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について

標記については、「平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金について」（平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発障第〇〇〇号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」を定め、平成 年 月 日 補正予算成立日

から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領

第1 通則

障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

都道府県は、基金を設置しなければならない。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

① 基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村は、都道府県に対して平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成20年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

② 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村の特別対策事業に必要な経費を、毎年、基金から取崩し支出するものとする。

③ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 基金を取崩して特別対策事業を実施する場合の交付の条件

① 都道府県が基金を取崩して特別対策事業を実施する場合

ア 交付対象事業（基金の造成を除く。）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに

特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかななければならない。

カ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

② 都道府県が基金を取崩して市町村が行う特別対策事業に対して補助する場合

ア 市町村は、別添の項目欄中1及び2の事業を実施するものとし、2の事業のみの実施は認められない。対象事業者が存在しないなどにより1の事業を実施しない場合は、都道府県知事の承認を得なければならない。

イ 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県の承認を受けなければならない。

エ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを基金事業完了後5年間保管しておかななければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により都道府県知事が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 特別対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を基金事業完了

後5年間保管しておかなければならない。

コ アからケにより付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

サ 特別対策事業を行う者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

シ 特別対策事業を行う者がアからケにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 運用益の処分

基金の運用によって生じた果実は、当該基金に繰り入れるものとする。

(6) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(7) 基金の処分の制限

基金（第2の（5）により繰り入れた運用益を含む。）は、基金事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(8) 事業の終了

① 基金事業の実施期限は、平成20年度末までとし、基金の解散については、厚生労働大臣と協議して決めるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る経費の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するとき保有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(9) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる精算終了後、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業その他障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業

② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

④ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、社会福祉法人等の団体に委託等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請等

① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府県に対し特別対策事業に係る補助金の交付申請を提出しなければならない。

② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

③ 都道府県は、②の交付決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事に提出しなければならない。

第4 その他

① 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の要綱を定め、実施するものとする。

② 都道府県は管内市町村、関係団体、障害者等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	事業主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する激変緩和措置	① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を80%から90%まで引き上げるため、事業者に助成する。併せて、旧体系から移行した場合に、同様の保障を設ける。	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4
	② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における送迎サービスに対して助成を行う。	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置	(1) 新法に移行するまでの経過的な支援			定額(10/10)		
	③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、110万円の定額を助成する。	都道府県	110万円			
	④ デイサービス事業等緊急移行支援事業 デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成する。	市町村 都道府県	(検討中)			
	(2) 新法への移行のための支援					
	⑤ 障害者自立支援基盤整備事業 ケアホームをバリアフリー化し、又、既存施設が新たなサービスに移行する際等に必要となる施設の改修等に対し助成する。	市町村	(検討中)			
	⑥ 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。	市町村 都道府県	(検討中)			
	⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業 地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等に利用する住居の借り上げのための初度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。	市町村 都道府県	(検討中)			

項目	事業内容	事業主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
	(3) 制度改正に伴う緊急的な支援			定額(10/10)		
	⑧ 相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポートの推進を行う。 ・ 相談支援事業所の立ち上げ支援（専門家によるアドバイス、初度設備の整備等） ・ 障害者同士の助け合い支援（各種の交流事業の実施）	市町村 都道府県	(検討中)			
	⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場等の整備を行う。 ・ 親同士の交流の場の整備、障害児療育支援のためのパンフレット等の作成等	市町村 都道府県	(検討中)			
	⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業 法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。	市町村 都道府県	(検討中)			
	⑪ 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給する（平成18年度分）。	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4
	⑫ その他法施行に伴い緊急必要な事業 ・ 制度移行期に係る事業コスト増（原油高騰対策含む。）に対する支援、筋ジス者の生活支援、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入 等	市町村 都道府県	(検討中)	定額(10/10) 〔筋ジス者の生活支援に係る事業については、国1/2、県1/4、市1/4〕		

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金運営要領
に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

2 基金運用実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

3 基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
	千円	
合計額		

(注) 事業の区分ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

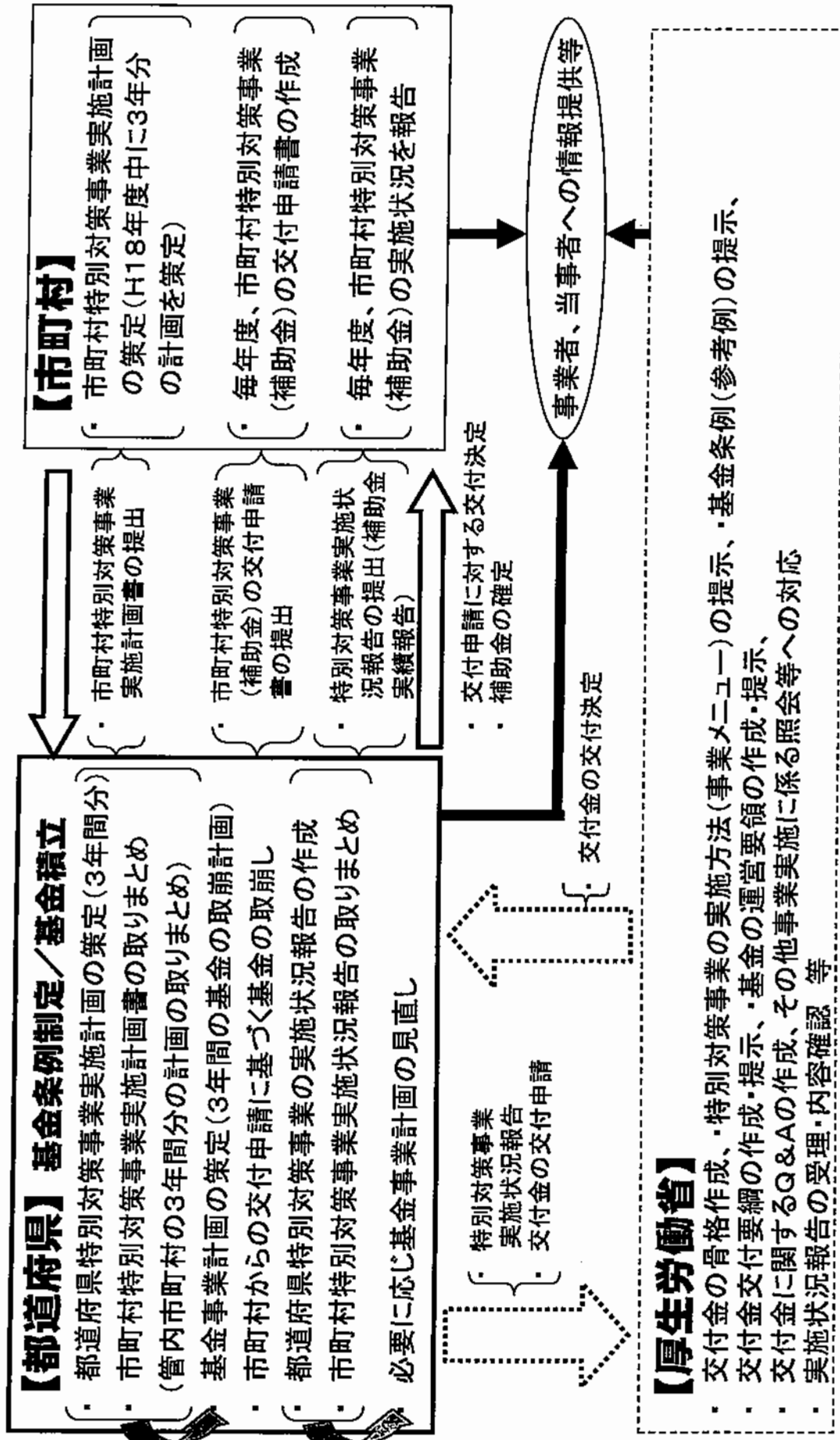
4 事業実施状況

項目	事業内容
1. 事業者に対する激 変緩和措置	
2. 新法への移行等の ための緊急的な経 過措置 (1) 新法に移行する までの経過的な 支援	
(2) 新法への移行の ための支援	
(3) 制度改正に伴う 緊急的な支援	

5 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本
- (2) その他参考となる資料

障害者自立支援対策臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ(案)



都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は平成18年度内に特別対策事業実施計画を策定
 ※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成18年度内に都道府県に対して報告

事業名	18年度	19年度	20年度	計
1. 事業者に対する激変緩和措置				
①事業運営円滑化事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②通所サービス利用促進事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置				
①小規模作業所緊急支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②障害者自立支援基盤整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
③〇〇〇〇事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
・ . . .				
・ . . .				
等				
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成18年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	18年度	19年度	20年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

(案)

厚生労働省発障第 号
平成 年 月 日
補正予算成立日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金について

標記の交付金の交付については、別紙「平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成 年 月 日
補正予算成立日
から適用することとしたので通知する。

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下、「新法」という。）の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成18年〇月〇日障発第〇〇〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額とする。

（1）事業者に対する激変緩和措置分

事業者に対する激変緩和措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア	195億円	×	$\frac{\text{当該都道府県の施設訓練等支援費給付実績（通所施設及び入所施設）}}{\text{全都道府県の施設訓練等支援費給付実績（通所施設及び入所施設）}}$
イ	105億円	×	$\frac{\text{当該都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}{\text{全都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}$

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分

新法への移行等のための緊急的な経過措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 5億円

イ 人口割分 235億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、その証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成19

年〇月〇〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
(発出後15日)

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。
- 10 特別の事情により4、7及び8に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費所要額調書(別紙1) | | |
| 3 | 基金造成事業計画書(別紙2) | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本 | | |
| | (2) その他参考となる書類 | | |

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収 入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された 合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少 ない方の額)
		円	円	円	円
(1) 事業者に対す る激変緩和措置 分					
(2) 新法への移行 等のための緊急 的な経過措置分					
合 計					

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付精算額 | 金 | 円 |
|---|-------|---|---|
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
 - 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
 - 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (3) その他参考となる書類

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A)	円	寄付金その他 の収入額 (B)	円	差引額 (A-B) (C)	円	算出された合 計額 (D)	円	交付所要額 (CとDを比較 して少ない方の 額) (E)	円	交付決定額 (F)	円	交付金受入額 (G)	円	差引交付額 (F-E)	円
(1) 事業者に対す る激変緩和措置 分																
(2) 新法への移行 等のための緊急 的な経過措置分																
合 計																

別紙2

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				